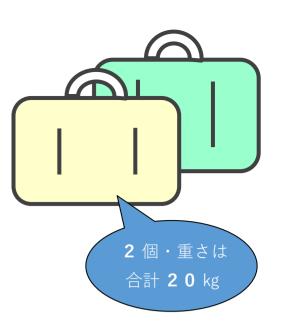
船内への手荷物のお持ち込みについて

【ご乗船前に必ず内容をご確認ください。】

すべてのお客様に安全で快適にお過ごしいただくため、安全な航海を維持するために、 何卒ご理解とご協力をお願い致します。



1. 船内へ持ち込める手荷物

- ・お一人様につき、合計2個まで、重さは合計20kg※ までとさせていただいております。
- ・お客様ご自身で安全に持ち運び、管理できる範囲内のものに限りお持ち込みください。
- 手荷物はご自身の寝台や荷物置き場に収まるうよう、ご配慮ください。
- ・通路を塞いでしまうと、他のお客様の通行の妨げとなるほか、万が一の緊急時に避難の支障となるおそれがあります。ご協力をお願いいたします。
- ・2個をこえる場合、その他は貨物扱いとなるため、貨物運賃が発生いたします。
- ・出港日当日は午前中に、冷凍・冷蔵品のみ受付けとなります。その他、<u>貨物としてお荷物をお預けになる場合、事前に貨物受付窓口での申請・手続きが必要</u>です。

※自転車(折りたたみ自転車も含む)は貨物扱いです。貨物料金が発生致します。

貨物受付のお問い合わせ先

	南大東島 発	北大東島 発	那覇 発
	南大東村 港湾業務課(代理店)	北大東村 建設課港湾(代理店)	大共港運(株) ※現場事務所
TEL	09802 - 2 - 2003	09802 - 3 - 6062	098 - 868 - 3966
FAX	09802 - 2 - 2952	09802 - 3 - 6061	098 - 861 - 0584

2. 船内持込みできない手荷物

手回り品が次のいずれかに該当する物であるときは、その持込みを拒絶することがあります。

運送約款第4条2項

- 1. 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
- 2. 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
- 3. 爆発物その他乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
- 4. 遺体
- 5. 生動物(運送約款第2条第4項第3号に掲げるものを除く。) ※
- 6. その他運送に不適当と認められるもの

運送約款第4条3項

手荷物が上記のいずれかに該当する疑いがあるときは、お客様又は第三者の立会いのもとに、 点検させていただくことがあります。

※運送約款第2条第4項第3号

3. 身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する盲導犬、介助犬及び 聴導犬であって、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。)

3. 手荷物・貴重品の管理について

- お持ち込みになった手荷物、貴重品等はお客様ご自身の責任で管理をお願いいたします。
- 特に貴重品は、肌身離さずお持ちになるか、ご自身で管理できる範囲でのお持ち込みをお願いいたします。万が一の紛失や盗難を避けるため、ご協力をお願いいたします。
- ・船内での手荷物の紛失、盗難、破損につきましては、弊社では一切の責任を負いかねます ので、あらかじめご了承ください。
- ・モバイルバッテリーは、取り扱いによって発火・発煙の危険性があるため、お客様の目の届く場所で管理してください。 充電が完了したら速やかにケーブルを外し、過充電にならないようご注意ください。

貨物受付のお問い合わせ先

	南大東島 発	北大東島 発	那覇 発
	南大東村 港湾業務課(代理店)	北大東村 建設課港湾(代理店)	大共港運(株) ※現場事務所
TEL	09802 - 2 - 2003	09802 - 3 - 6062	098 - 868 - 3966
FAX	09802 - 2 - 2952	09802 - 3 - 6061	098 - 861 - 0584